

分類	項目	注釈	みのお地域クラブ	市教育委員会
施設・設備等の損傷に対する責任	みのお地域クラブの活動中（活動前後の準備・片付けを含む。）における指導者又は参加者の行為を原因として生じた学校施設、学校設備、学校所管の備品の損傷についての原状復帰	過失の有無を問わない	○	
	経年劣化や自然損耗を原因として生じた学校施設、学校設備、学校所管の備品の損傷についての原状復帰	みのお地域クラブの指導者又は参加者の故意又は過失に基づく行為が介在している場合、みのお地域クラブの責任とする		○(例外あり)
人的・物的損害に対する責任	学校施設、学校設備、学校所管の備品の管理上の不備を原因としてみのお地域クラブの指導者、参加者又は第三者に損害が生じた場合	みのお地域クラブの指導者又は参加者の故意又は過失に基づく行為が介在している場合、みのお地域クラブの責任とする		○(例外あり)
	学校施設の構造上等の不備を原因としてみのお地域クラブの指導者、参加者又は第三者に損害が生じた場合	みのお地域クラブの指導者又は参加者の故意又は過失に基づく行為が介在している場合、みのお地域クラブの責任とする		○(例外あり)
	みのお地域クラブが持ち込んだ備品の不備を原因としてみのお地域クラブの指導者、参加者又は第三者に損害が生じた場合		○	
	みのお地域クラブの活動中（活動前後の準備・片付けを含む。）における指導者又は参加者の行為により、みのお地域クラブの指導者、参加者又は第三者に損害を与えた場合	過失の有無を問わない	○	
事故対応責任	みのお地域クラブ活動（活動前後の準備・片付けを含む。）における事故についての、応急処置等の必要な現場対応	自宅と活動場所の間の移動中に発生した事故に関しては、指導者が事故を目撃した場合や保護者が対応困難な場合、その他みのお地域クラブが対応すべき特別の事情が認められる場合、みのお地域クラブが対応を行う	○	
	みのお地域クラブ活動（活動前後の準備・片付けを含む。）における事故についての、保護者及び教育委員会への報告	自宅と活動場所の間の移動中に発生した事故も含む	○	

※上表は、事故等が発生した際に、その対応等が円滑に行われるよう、あらかじめ市教育委員会とみのお地域クラブとで責任関係を明確にしておくための表であり、表に記載のある事項であっても、個別の協議により、具体的な事故等の発生要因や状況等を考慮して双方の責任割合又は対応責任者を定める場合がある。

※上表に記載のない事項については、市教育委員会とみのお地域クラブとが個別に協議を行い、責任割合又は対応責任者を定める。ただし、緊急を要する対応については、原則としてその状況を覚知した者が速やかに行う。

※箕面市立学校施設以外での活動については、各施設とみのお地域クラブとの利用契約において、責任関係を明確化しているものと扱う。

※事故が発生した場合のみのお地域クラブが取るべき対応については、申請時に提出してもらう「企画提案シート」の内容とする。

※各団体が備品を持ち込む場合、当該備品の所有者を明記しておくこと。所有者明記のない備品の持ち込みは禁止とする。